

広島県告示第千六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十一月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市高屋町中島三八〇番二地先から 東広島市高屋町郷六四二番一地先まで		七・九〇〇 二・〇〇		七九八・〇〇	
	二二・四〇〇 二四・八〇			七九八・〇〇	拡幅